

戸籍事件表(その1) (戸籍事務取扱準則制定標準(付録第18号様式))

戸籍事件表 (その1)

日記 第 号 平成25年 5月 1日

庁名 東京都東西市役所 (自 平成25年 5月 1日)
(至 平成25年 5月31日)

第1表 届出事件数

事件の種類	総数	届出		他市町村から送付
		計	本籍人	
1 出生	1	1	1	0
2 国籍留保	0	0	0	0
3 認知	0	0	0	0
4 養子縁組 (取消事件の内数)	0	0	0	0
5 養子離縁 (取消事件の内数)	0	0	0	0
6 法73条の2,69条の2	0	0	0	0
7 婚姻 (取消事件の内数)	1	1	1	0
8 離婚 (取消事件の内数)	0	0	0	0
9 法77条の2,75条の2	0	0	0	0
10 親権・ 未成年者の 後見・ 後見監督	① 届出	0	0	0
	② 甲類審判 嘱託 保全処分	0	0	0
	③ 計	0	0	0
11 死亡	0	0	0	0
12 失踪 (取消事件の内数)	0	0	0	0
13 復氏	0	0	0	0
14 姻族関係終了	0	0	0	0
15 相続人廃除 (取消事件の内数)	0	0	0	0
16 入籍	0	0	0	0
17 分籍	0	0	0	0
18 国籍取得	0	0	0	0

19	帰化	0	0	0	0	0
20	国籍喪失	1	1	1	0	0
21	国籍選択	0	0	0	0	0
22	外国国籍喪失	0	0	0	0	0
23 氏の変更	① 法107条1項	0	0	0	0	0
	② 法107条2項	0	0	0	0	0
	③ 法107条3項	0	0	0	0	0
	④ 法107条4項	0	0	0	0	0
	⑤ 計	0	0	0	0	0
24	名の変更	0	0	0	0	0
25	転籍	0	0	0	0	0
26	就籍	0	0	0	0	0
27 訂正・更正	① 市町村長職権	0	0	0	0	0
	② 法24条2項	0	0	0	0	0
	③ 法113条等	0	0	0	0	0
	④ 法116条	0	0	0	0	0
	⑤ 続柄の記載更正(囑託)	0	0	0	0	0
	⑥ 続柄の記載更正(申出)	0	0	0	0	0
	⑦ 計	0	0	0	0	0
28	追完	0	0	0	0	0
29	その他	0	0	0	0	0
30	不受理申出	0	0	0	0	0
40	計	3	3	3	0	0
	(取消事件の内数)	0	0	0	0	0

- (注)
- (1)10欄「甲類審判」は、甲類審判の確定件数、「保全処分」は、審判前の保全処分件数である。
 - (2)27欄「法113条等」は、戸籍法113条及び114条の申請件数である。
 - (3)電子情報処理組織を用いた届出又は申請等を処理する市区町村については、届出総数の事件表のほか、同様式により、オンライン届出事件数の事件表を併せて報告するものとする。

戸籍事件表(その2) (戸籍事務取扱準則制定標準(付録第18号様式))

戸籍事件表

(その2)

庁名 東京都東西市役所

第2表 処理事件数

1	新 戸 籍 編 製	0
2	戸 籍 全 部 消 除	0
3	違 反 通 知	0
4	戸籍の再製・補完	0
5	そ の 他	0
6	計	0

(注) 5欄「その他」は、届出の催告、戸籍の記載の錯誤遺漏通知、管轄局に対する許可の申請である。

市区町村で事件表の作成が必要な情報

第3表 諸証明件数

種類	件数	件 数		金 額
		有 料	無 料	
1 全部事項 証 明 書	戸籍	6	0	2,700
	除籍	0	0	0
	計	6	0	2,700
2 個人事項 証 明 書	戸籍	6	0	2,700
	除籍	0	0	0
	計	6	0	2,700
3 一部事項 証 明 書	戸籍	3	0	1,350
	除籍	0	0	0
	計	3	0	1,350
4 ①小 計		15	0	6,750

- (注) (1) 8欄「受理証明書等」の(内数)は、戸籍法施行規則66条2項で定める上質紙を用いる場合の証明の件数である。
 (2) 9欄「届書に基づく証明」は、届書の記載事項証明の件数である。
 (3) 1欄から3欄までの「全部事項証明書」「個人事項証明書」「一部事項証明書」は、磁気化されたデータファイルを電子情報処理組織により出力した証明書の件数である。
 なお、「一部事項証明書」には、戸籍法施行規則第79条の12第2項及び第4項の書面を含むものとする。
 (4) 電子情報処理組織を用いた届出又は申請等を処理する市区町村については、届出総数の事件表のほか、同様式により、オンライン届出事件数の事件表を併せて報告するものとする。

種類	件数	件 数		金 額
		有 料	無 料	
5 謄 本	戸籍	0	0	0
	除籍	0	0	0
	計	0	0	0
6 抄 本	戸籍	0	0	0
	除籍	0	0	0
	計	0	0	0
7 記載事 項証明	戸籍	0	0	0
	除籍	0	0	0
	計	0	0	0
8 受理証明書等 (内 数)		12	0	4,200
		0		0
9 届書に基づく 証明		0	0	0
10 閲 覧		0	0	0
11 ②小 計 内数計		12	0	4,200
		0		0
12 合計(①+②) 内数合計		27	0	10,950
		0		0

戸籍事件表(その3) (戸籍事務取扱準則制定標準(付録第18号様式))

戸籍事件表 (その3)

庁名 東京都東西市役所

第4表 本籍数・本籍人口数 (平成25年 5月31日現在)

本籍数	10,201
本籍人口数	40,358

市区町村で事件表の作成が必要な情報

第5表 戸籍事務を取り扱う市区町村数及び事務所数 (平成25年 5月 1日現在)

	市区町村数		事務所数									計			
	総数	コンピュータ化庁	本庁			支所			出張所			総数	実数	コンピュータ	
			総数	実数	コンピュータ	総数	実数	コンピュータ	総数	実数	コンピュータ				
市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) (1)「市区町村数」欄の「総数」は、総市区町村数であり、「コンピュータ化庁」は、総市区町村のうち電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する市区町村数である。

(2)「事務所数」欄の「総数」は、総事務所数であり、「実数」は、総事務所数のうち戸籍事務を扱う事務所数であり、「コンピュータ」は、戸籍事務を扱う事務所数のうち電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する事務所数である。

第6表 職員数 (平成25年 5月 1日現在)

	3年未満		3年以上		10年以上		計	
	総数	兼任者	総数	兼任者	総数	兼任者	総数	兼任者
市	0	0	0	0	0	0	0	0
区	0	0	0	0	0	0	0	0
町	0	0	0	0	0	0	0	0
村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)「兼任者」欄は、兼任者数の内数である。

(注) 電子情報処理組織を用いた届出又は申請等処理する市区町村については、本様式に代えて、本表(その4)による報告を行うものとする。